

# 学校感染症等証明書

滋賀県立能登川高等学校長 様

年次 組 番

生徒氏名

保護者氏名

治療を要する期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

病名 (○で囲んでください。)

インフルエンザ 百日咳 麻疹 水痘

流行性耳下腺炎 咽頭結膜熱 風疹 結核

髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症

その他 ( )

令和 年 月 日

医療機関名・住所・医師氏名

印

## 学校感染症と出席停止期間

	疾患名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 熱痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 鳥インフルエンザ(H5N1 型) 新型インフルエンザ等感染症 新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺又は、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主症状が消退後、2日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで

※その他の感染症とは、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症

を指し、本人の状態によって、主治医の判断に従うものとします。

(溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパン

ギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、伝染性軟属腫

(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)、感染性胃腸炎(胃腸かぜ)、ウイルス性胃

腸炎、ウイルス性結膜炎など)